

## ◆◆◆特定毒物所有品目及び数量届書について◆◆◆

- ◎ 毒物劇物営業者が業の廃止／失効時に特定毒物を所有する場合は、15日以内に届出を行なうことが必要です。（毒物及び劇物取締法第21条）
- ◎ 提出部数：1部（写しを取って控えを保管してください。）
- ◎ 届出先：枚方市保健所 保健医療課 薬事担当  
電話(072)-807-7623  
◆郵送 〒573-1197 枚方市禁野本町 2-13-13  
(令和7年7月7日に上記所在地へ移転しました)  
※収受印を押印した届書の返送を希望する場合は、届書（控え）及び返信用封筒（宛先の記載、郵便料金分の切手の貼付があるもの）等を同封してください。
- ◆メール hirakatayakuji@city.hirakata.osaka.jp  
※収受印を押印した届書のPDFファイルの返信を希望する場合は、メール本文に記載してください。

### 1. 添付書類

毒物劇物営業者が業を廃止する場合、廃止届とその登録票原本（紛失した場合は紛失理由書）  
※メールにて廃止届書を送信した場合、登録票（原本）を郵送してください。

### 2. 特定毒物所有品目及び数量届書の記載上の留意点

- (1) 登録の失効等の年月日には、業を廃止した日付又は登録が失効した日付を記載すること。
- (2) 登録の失効等の事由は、現状に沿って記載のこと。（例：毒物劇物一般販売業登録完全廃止のため。）
- (3) 特定毒物の品目及び数量の欄には、現に所有する特定毒物の品目と数量を正確に記入のこと。なお、廃止／失効日から提出日までに法第21条第2項の規定により譲渡した場合は「なし」と記載すること。
- (4) 住所及び氏名は、登録票に従って記載すること。